

地域医療機能推進部会の役割と今後のスケジュール等について

【地域医療機能推進部会の役割】

- 独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法第 12 条第 2 項の規定などにより、所管する独立行政法人に係る次の①、②の事務を所掌（別添 1 参照）。地域医療機能推進部会は、年金・健康保険福祉施設整理機構を改組し、平成 26 年 4 月に設立される地域医療機能推進機構の①、②について所掌する。

①独立行政法人の業務の実績に関する評価

②通則法又は個別法などにより権限が属する事項の処理

＜業務開始時＞

- ・業務方法書の認可（通則法第 28 条）
- ・中期目標の策定（通則法第 29 条）
- ・中期計画の認可（通則法第 30 条）
- ・長期借入金等の認可（地域医療機能推進機構法第 17 条）

等に関して意見を述べること

＜毎事業年度終了時（平成 27 年度以降）＞

- ・各事業年度の業務実績の評価（通則法第 32 条）
- ・財務諸表の承認（通則法第 38 条）に関して意見を述べること

＜中期目標期間終了時＞

- ・中期目標期間の業務実績の評価（通則法第 34 条）
- ・組織・業務全般の見直し（通則法第 35 条）

※総会と部会の役割分担（専決事項）については、別添 2 を参照。

【これまでの審議経過】

- これまで委員会総会において、地域医療機能推進機構に係る審議を所掌するため「地域医療機能推進部会」を昨年 7 月に設置するとともに、中期目標、中期計画の策定の方向性を示す、中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて、審議してきたところ。昨年 12 月の委員会総会の審議を経て、厚生労働大臣が「組織・業務全般の見直し内容」を別添 3 のとおり決定。

＜委員会総会（年金・健康保険福祉施設整理機構）＞

平成 25 年 7 月

- ・地域医療機能推進部会を設置

平成 25 年 8 月・12 月

- ・年金・健康保険福祉施設整理機構（平成 26 年 4 月より地域医療機能推進機構へ改組）の組織・業務全般の見直しに係る審議（通則法第 35 条）

【今後のスケジュール】

- 今後は、決定した「見直し内容」を踏まえ、本部会において、新機構の中期目標・中期計画について審議を行う。このほかに、新機構の業務開始まで等に必要となる業務方法書、長期借入金等の審議を予定。また、平成26年度に役員報酬規程等に係る審議、評価基準細則の策定、評価の視点の設定、平成27年度より各事業年度における業務実績の評価を実施する予定。

※見直し内容決定から中期目標・中期計画策定までの概要・具体的な流れは、別添4、5を参照。

＜地域医療機能推進部会（地域医療機能推進機構）＞

第1回地域医療機能推進部会 2月21日（金）16：00～17：30

- ・ 部会長の選出、部会長代理の指名
（厚生労働省独立行政法人評価委員会令第5条）
- ・ 中期目標（案）、中期計画（案）に係る審議（通則法第29条、第30条）

第2回地域医療機能推進部会 3月 5日（水）13：30～15：00

- ・ 中期目標（案）、中期計画（案）に係る審議（通則法第29条、第30条）
- ・ 業務方法書（案）、長期借入金等計画（案）に係る審議
（通則法第28条、地域医療機能推進機構法第17条）

＜第1回・第2回の議事の進め方＞

- 第1回 ⇒ 所管課より中期目標（案）、中期計画（案）について説明後、質疑応答。
- 第2回 ⇒ 第1回における議論・意見を踏まえ、修正した中期目標（案）、中期計画（案）を提示。再度議論のうえ、本部会としての意見をとりまとめていただく。

平成26年度

- ・ 役員報酬規程、役員退職手当規程に係る審議（通則法第52条、第53条）
- ・ 評価基準細則の策定、評価の視点の設定

平成27年度

- ・ 各事業年度における業務実績の評価（通則法第32条）

<参考>

議題：中期目標・中期計画について

- 独立行政法人通則法第29条、第30条の規定に基づくもの。主務大臣が3年以上5年以下の中期的な期間において、法人が達成すべき業務運営の目標（中期目標）を定め、法人に付与。法人はこの中期目標に基づいて中期計画を策定し、計画に基づいた業務運営を遂行する。主務大臣が中期目標を策定・変更する場合、法人が中期計画を策定・変更する場合は、通則法第29条第3項、第30条第3項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。
- 昨年12月の委員会総会における審議を経て、厚生労働大臣が年金・健康保険福祉施設整理機構（平成26年4月より地域医療機能推進機構へ改組）の「組織・業務全般の見直し内容」を別添3のとおり決定。この決定した「見直し内容」を踏まえ、本部会において、新機構の中期目標・中期計画についてご審議いただくもの。

議題：業務方法書、長期借入金等について

- 業務方法書は通則法第28条の規定に基づき作成される、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類。法人は業務開始の際に、この業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けることとしており、認可にあたっては、通則法第28条第3項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。
- 新機構は地域医療機能推進機構法第17条において、施設の設置・整備、設備の設置に必要な費用に充てるため「長期借入金又は債券の発行」ができることとされており、長期借入金をし、債券を発行する場合は、同法同条第3項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

<別添資料>

- 別添1 独立行政法人評価委員会の所掌事務について
- 別添2 独立行政法人評価委員会の総会と部会の役割分担
（平成15年7月4日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）
- 別添3 年金・健康保険福祉施設整理機構の組織・業務全般の見直し内容
（平成25年12月24日厚生労働大臣）
- 別添4 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）
- 別添5 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで（流れ図）
- 別添6 参照条文

- 独立行政法人評価委員会は、通則法第12条第1項の規定により、所管する独立行政法人に関する事務を処理するため、各府省に置くこととされている第三者機関。
- 通則法第12条第2項に基づき、**①独立行政法人の業務の実績に関する評価、②通則法又は個別法などにより権限が属する事項の処理**を所掌する。

① 独立行政法人の業務の実績に関する評価

- 各事業年度における業務実績の評価(通則法第32条)
各事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析及び業務実績全体についての総合的な評価を実施。
- 中期目標期間における業務実績の評価(通則法第34条)
中期目標期間における中期目標の達成状況の調査・分析及び業務実績全体についての総合的な評価を実施。

② 通則法又は個別法などにより権限が属する事項の処理

- 中期計画の認可等の主務大臣が行う処分等に関し、意見を述べることができる。通則法により権限が属する事項は以下のとおり。

【通則法により権限が属する事項】

業務方法書の認可(通則法第28条第3項)、中期目標の作成・変更(通則法第29条第3項)、中期計画の認可(通則法第30条第3項)、中期目標期間終了時の検討(組織・業務全般の見直し)(通則法第35条第2項)、財務諸表の承認(通則法第38条第3項)、剰余金の使用の承認(通則法第44条第4項)、短期借入金限度額を超える借入及び借換の認可(第45条第4項)、不要財産の処分等の認可(通則法第46条の2第5項、第46条の3第6項)、重要財産の処分等の認可(通則法第48条第2項)、役員に対する報酬等の支給の基準(通則法第52条、第53条)

について意見を述べること

※このほかに、閣議決定に基づき役員の退職金に係る業績勘案率を決定し、個別法に基づく長期借入金・債券発行の認可、積立金の繰越承認などについて意見を述べることができる。

独立行政法人評価委員会の総会と部会の役割分担

(平成15年7月4日 厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)
 (平成16年3月30日 改正)
 (平成22年8月27日 改正)

独立行政法人評価委員会の審議事項については、法人の個別性に応じた迅速な対応を図るため、下記のとおり「総会の議決を必要とする事項」と「部会の議決を委員会の議決とする事項」に分けることとする。

ただし、共管法人であって他府省の主管に係るものについて、「総会の議決を必要とする事項」のうちⅠ及びⅡの事項に関しては、部会の議決を委員会の議決とする。

総会の議決を必要とする事項	部会の議決を委員会の議決とする事項
Ⅰ 業務実績評価等に関する事項	Ⅰ 業務実績評価等に関する事項
(1) 中期目標期間の実績評価（通則法第34条第1項） (2) 中期目標期間の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第34条第3項） (3) その他委員会の決定等が求められる事項に関する基本的事項（独法個別法、法人諸規程）	(1) 各事業年度の実績評価（通則法第32条第1項） (2) 各事業年度の評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（通則法第32条第3項） (3) 役員の退職金に係る業績勘案率の決定（閣議決定） (4) その他委員会の決定等が求められる事項（独法個別法、法人諸規程）
Ⅱ 意見提出に関する事項	Ⅱ 意見提出に関する事項
(1) 中期目標期間終了時の組織及び業務の全般にわたる検討に際しての意見提出（通則法第35条第2項）	(1) 業務方法書の認可、中期目標の策定・変更、中期計画の認可に際しての意見提出（通則法第28条第3項、第29条第3項、第30条第3項） (2) 財務諸表の承認、剰余金の使途の承認、短期借入金に係る認可、長期借入金及び債券発行に係る認可、不要財産又は重要な財産の処分等の認可、役員報酬等の支給基準、積立金処分の承認に係る意見提出（通則法第38条第3項、第44条第4項、第45条第4項、第46条の2第5項、第46条の3第6項、第48条第2項、第53条第2項、 <u>独法個別法</u> ）
Ⅲ 委員会の運営等に関する事項	Ⅲ 部会の運営等に関する事項
(1) 運営規程等の制定・改正 (2) 評価基準の決定 (3) 部会等の設置と役割分担 (4) その他委員会の運営に関する基本的事項	(1) 評価基準の細則の決定 (2) その他部会の運営に関する事項

独立行政法人年金・健康保険福祉施設機構の組織・業務全般の見直し内容

(平成 25 年 12 月 24 日厚生労働大臣決定・総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ提出)

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の財政支出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 地域医療への取組

本法人は、平成 26 年 4 月 1 日から独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新法人」という。）へと改組されることとなっている。これまで本法人では、年金福祉施設等の譲渡及び管理・運営（社会保険病院等の運営を特例民法法人等に委託）を行ってきたところであるが、改組後は、病院、介護老人保健施設、看護師養成施設等の設置及び運営を行うこととなり、これらの施設の運営については、新法人が直営することとなっている。

新法人は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）第 3 条により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イからホに掲げる 5 事業、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することをミッションとしている。

このため、病院事業については、都道府県等が進める地域医療へ積極的に貢献するため、医療提供体制が現状よりも効率的かつ効果的なものとなるよう各病院の体制を構築した上で、保有するデータベースを活用して地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

2 経営改善に向けた取組

新法人が直営することとなる 57 病院については、平成 24 年度の経常収支は全体として黒字であるものの、14 の赤字病院が存在する。

このため、病院の経営改善を図る観点から、各病院が持つ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善を達成した独立行政法人国立病院機構の具体的な事例等も参考に、各病院の実情に応じて具体的な取組を定めた経営改善計画を策定することとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、各病院と新法人の本部とが果たすべき役割をそれぞれ明確にし、少なくとも、以下の事項について次期中期目標等に明記するものとする。

なお、本部が各病院の目標管理を行うものとし、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにするものとする。

① 地域医療への貢献度を測る目標

- ・ 地域医療支援病院の要件とされている機能（紹介率・逆紹介率、救急医療の提供能力、医療機器の共同利用、地域の医療従事者への研修等）についての指標
- ・ 各地域で開催される地域医療に関する協議の場等への参加方針
- ・ 地域連携クリティカルパス実施病院数
- ・ 総合的な診療能力を有する医師の育成方針

② 各病院の医療の質や機能の向上を図るための独立行政法人国立病院機構が作成している臨床評価指標等を参考にした統一的な臨床評価指標

③ 新医薬品等の開発の促進に資するための治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標

1 新法人の組織・体制の構築

新法人として新たな組織・体制を構築するに当たっては、これまで委託先が運営してきた病院を直営することを踏まえ、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保できる組織・体制を確立するとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められる。

このため、次期中期目標等に、i) 不適切な財務運営や会計処理を防止するための内部統制の構築、ii) 職員に対する教育研修の充実、iii) 監事監査・内部監査の体制整備等に関する取組、iv) 業務・財務運営に関する積極的な情報の公開方針について明記し、これを着実に実行するものとする。

また、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、現在3系統の委託法人で保有する業務管理システム及びデータ管理システムについては、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう早期に統一するものとする。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（57 病院等）及び改組後の職員数（約 2 万人）の規模から見て、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な

限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 決算検査報告指摘事項

「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 その他

上記 1 から 3 のほか、既往の閣議決定等示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

年金・健康保険福祉施設整理機構（平成26年4月より地域医療機能推進機構へ改組） の組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ（概要）

別添 4

平成25年8月 組織・業務全般の見直し当初案を総務省へ提出

- 厚生労働大臣が独立行政法人通則法第35条の規定に基づき、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）を踏まえ、「組織・業務全般の見直し当初案」を作成。
- 独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で（8/19・第43回年金部会、8/28・第34回総会）、予算概算要求提出期限（8月末）までに総務省政・独委に提出。

平成25年9～12月 総務省政・独委の審議・主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

- 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において「見直し当初案」を審議。（9/26独法評価分科会第5WGほか数回）。
※審議と並行して、「勧告の方向性」の内容については、厚労省と総務省で調整。
- 厚生労働大臣に対し、「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を総務省政・独委委員長が通知。（12月16日決定・通知）



平成25年12月 組織・業務全般の見直し案を厚労大臣が作成・総務省政・独委へ提出

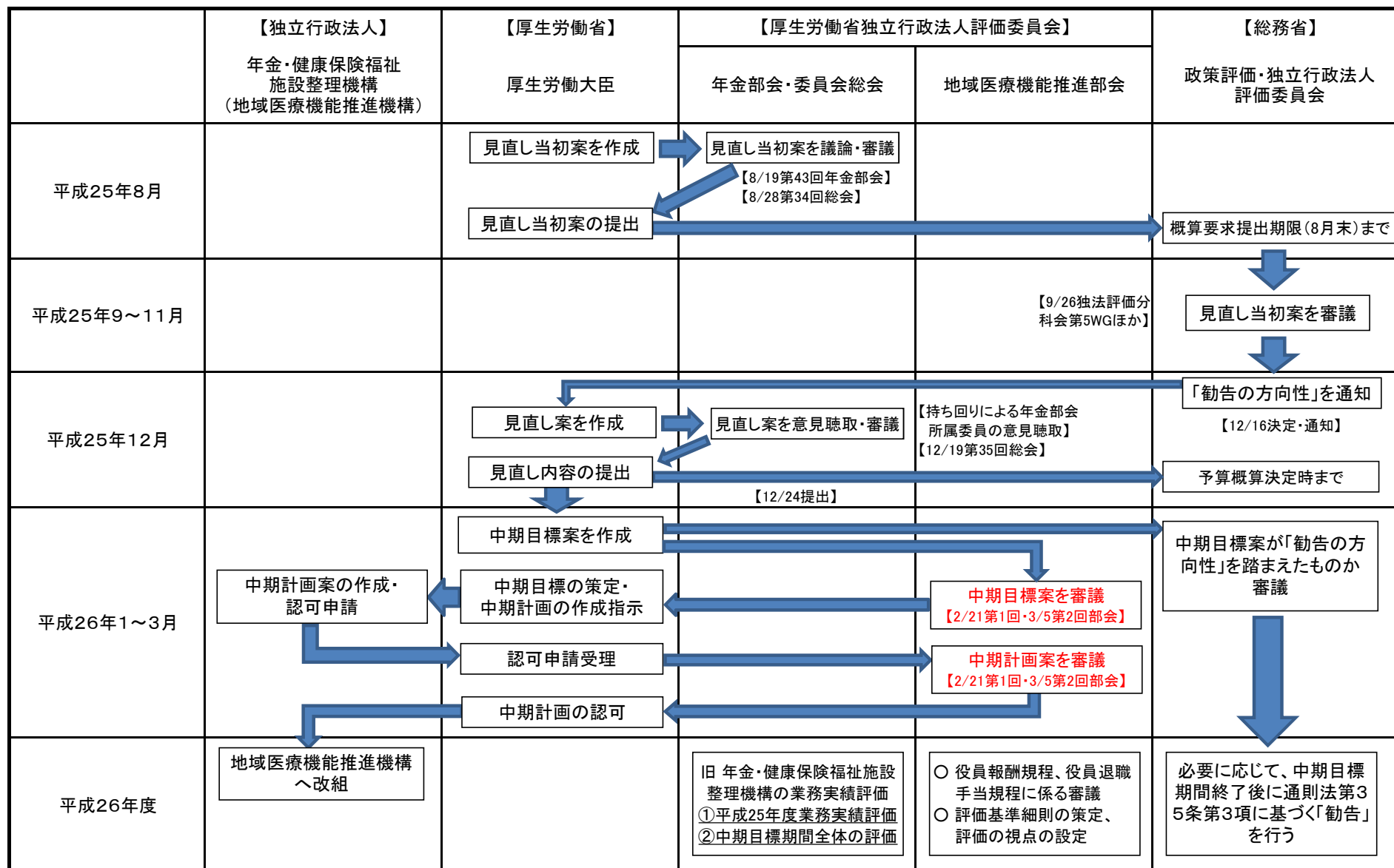
- 厚生労働大臣は総務省政・独委の「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえ、「見直し内容」を再検討し、「組織・業務全般の見直し案」を作成。独立行政法人評価委員会総会における審議を経て、予算概算決定時までに総務省政・独委へ提出。
（年金部会委員の意見聴取並びに12/19・第35回総会における審議を経て、12月24日に「見直し内容」を提出）

〈地域医療機能推進部会審議開始〉

平成26年1～3月 中期目標・中期計画の策定

- 厚生労働大臣は「見直し案」を踏まえ、中期目標案を作成。中期目標案を独立行政法人評価委員会において審議。
（第1回（2/21）・第2回（3/5）地域医療機能推進部会において審議予定）
※総務省政・独委は並行して、中期目標案が「勧告の方向性」（指摘事項）を踏まえたものか審議。
⇒ 必要に応じて中期目標期間終了時に通則法第35条第3項に基づく「主要な事務・事業の改廃に関する勧告」を行う。
- 厚生労働大臣は中期目標を法人に付与し、中期計画の作成を指示。法人は中期計画案を作成し、厚生労働大臣に認可申請。厚生労働大臣は、中期計画案について、独立行政法人評価委員会に諮り審議。（第1回（2/21）・第2回（3/5）地域医療機能推進部会において審議予定）
⇒ 中期計画の大臣認可を受け、平成26年4月より新しい中期目標期間が開始・地域医療機能推進機構へ改組

年金・健康保険福祉施設整理機構(平成26年4月より地域医療機能推進機構へ改組)の 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)



※「次期中期目標案」は、「次期中期計画案」と併せて審議を行う。

※地域医療機能推進部会においては、「次期中期目標案」、「次期中期計画案」に係る審議に併せ、「業務方法書案」、「長期借入金等計画案」について審議を予定している。

※法人の各事業年度の業務実績の評価は、平成25年度の業務実績の評価(26年度に実施)まで年金部会が担当し、平成26年度の業務実績の評価(27年度に実施)より地域医療機能推進部会が担当する。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(業務方法書)

- 第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。
- 3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(中期目標)

- 第29条 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(中期計画)

- 第30条 独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（借入金等）

- 第 45 条 独立行政法人は、中期計画の第 30 条第 2 項第 4 号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1 年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第 1 項ただし書又は第 2 項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）（抄）

（長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券）

- 第 17 条 機構は、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

- 第 18 条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。